

広報すもと

毎月15日発行

No.494

2022(平成14年)
2

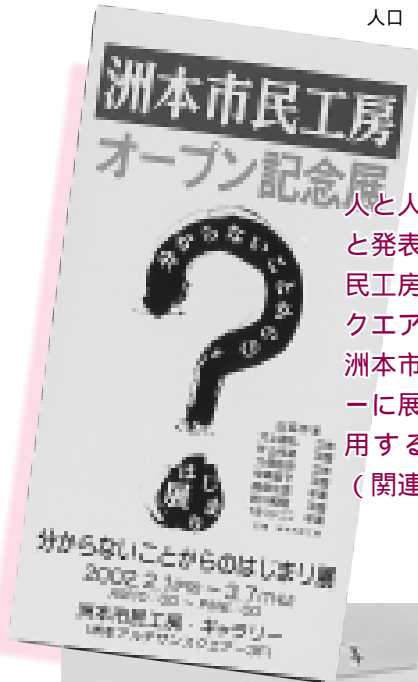
平成14年2月15日発行 編集・発行/洲本市役所企画部情報課 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 0799-22-3321
人口 42,052人 男 20,079人 女 21,973人 16,214世帯(2月1日現在)

洲本市民工房オープン

人と人との交流や、芸術創造と発表の場として、「洲本市民工房」が洲本アルチザンスクエア内にオープンしました。洲本市民工房では、ギャラリーに展示する作品や教室を利用する人を募集しています(関連記事11頁)。



ただ今、3階ギャラリーで「分からないことからのはじまり展」開催中(3月7日まで。時間は午前10時~午後6時)。



1月12日~27日まで、オープンを記念して「白」をテーマにした記念展が開かれました。



教室では、芸術月コの制作や絵手紙教室が行われました。



「あわじ市」実現に向けて

洲本市

津名町

五色町

合併協議会が設置されました

洲本・津名・五色の一市二町で合併について協議する「洲本市・津名町・五色町合併協議会」が二月四日、津名町商工会館一階に設置されました。今後、淡路一市を視野に入れ、平成十六年度中の新市誕生に向け協議が行われます。



法定合併協議会事務所の看板を設置する中川市長、砂尾町長、柏木町長（写真左から）

洲本市、津名町、五色町の法定合併協議会設置に向けた議案が一月二十二日、三市町の臨時市（町）議会でそれぞれ可決されたことに伴い、「洲本市・津名町・五色町合併協議会」が二月四日、設置されました。

会長には、柏木和二郎・津名町長、副会長に中川啓一・洲本市長、砂尾治・五色町長が就任しました。合併協議会の事務所は、三月末まで津名町商工会館（津名町新島）に設けられ、職員は四人（洲本市二人、津名町・五色町各一人）が担当します（四月から事務所は市役所南庁舎に移転、職員も六人体制になる予定です）。

二月末には三市町の代表者による初会合が開かれる予定で、合併に伴う約五十項目にのぼる協議や新市の建設計画などが話し合われます。

なお、合併に向けての基本的な合意条件は

淡路はホッとできるところ



中村英之さん
（大野在住）

合併を考えるとときは、目の利害を考えずに、どうすれば淡路全体の将来がよくなるかで判断すべきだと思います。

市町に分かれており、それぞれの範囲で街づくりが行なわれてきています。私は、淡路島には豊かな自然が残っており、淡路島全体が精神的にホッとすると、くつろげる場所、公園島になってほしいと思っています。そして、そうした街づくりをするためには、淡路全体のことを総合的に判断できる仕組みになる必要があると思います。

大きな体育館や陸上競技場を



久保博史くん
（青雲中生徒）

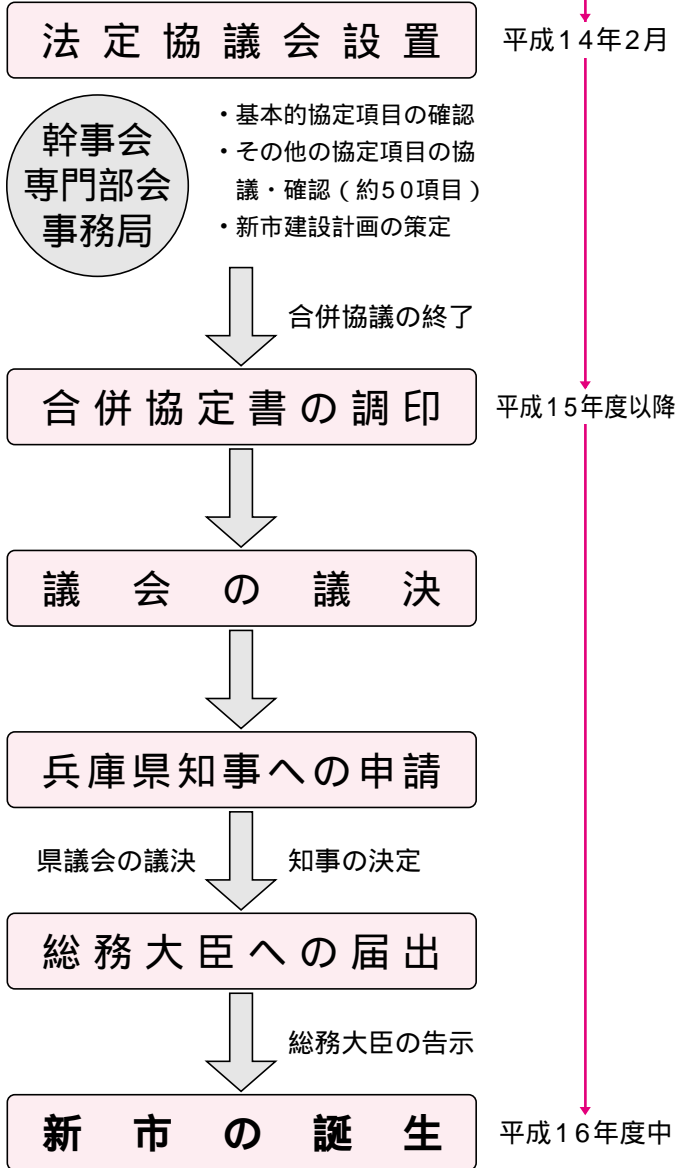
今、淡路で合併問題が議論されていることは、ケーブルテレビなどで見て知っています。それが中学校生活にどう影響してくるかは、分かりません。

市内では、青雲中学校しかありません。もっと大きな街になって、クラブチームが多くなれば、大会も盛り上がると思います。また、僕は陸上部ですが、県大会へ行けばタータントラックの立派な競技場があります。淡路にもこんな競技場や大きな体育館があればいいですね。

洲本市は、みんなが楽しく住める活気のある街になってほしいと思います。

男子バスケット部などは、

新しい市が誕生するまで



淡路県民局長に設置届を提出しました。



1月22日、臨時市議会で法定合併協議会の設置が可決されました。

次の五項目です。

関係市町による対等合併とし、平成十七年三月三十一日までに合併を行う。

新市名は、最終目標の淡路一市を視野に、「あわじ市」を軸に検討する。

新市の事務所は、交通・経済・行政など、広域生活圏の中心地に設定し、最終的には新市議会で決定する。

ただし、旧市町ごとに設置する分庁舎または支所間には機能的な情報通信ネットワークを構築する。

財産などは、すべて持ち寄る。

新市建設計画は、旧市町ごとの行財政の実績を勘案して策定することとし、これをもとに地域特性の継承とあわせて地域審議会を通じ民意の反映を図り、均衡ある市域の発展に努める。

納・鮎屋地区は昭和三十二年に広田村から分村して洲本市に編入しました。以来、小中学校は、洲本市と緑町との組合立で運営されています。このたびの淡路の合併問題では、子供たちのためにも、組合立の学校



堀 井 栄 一 さん
(納 在住)

淡路一市を目標に

を解消するため、ぜひとも緑町との合併を進めてほしいですね。

先日、中淡構想とかで、洲本市、津名町、五色町の一市二町での合併協議会が設置され、後に一宮町が参加される見とおしであることが新聞報道されていました。あと北淡町も参画の意志があるようです。将来、淡路一市を目標にしているのであれば、参画の意志のあるところは、どんどん受け入れていったら良いと思います。



中 田 万 寿 美 さん
(新 成 人)

もっと分かりやすく説明を

いのか、判断できないところがあります。もう少し分かりやすく、合併についてのメリットやデメリットを教えてほしいと思います。

また、合併の話はあまり若い人たちには興味がないようにも思います。淡路の将来は、私たちが支えるようになるのだから、私も含めてもっと若い人に合併について関心をもってほしいです。

淡路一市を視野に

洲本・津名・五色で法定合併協議会を設置



1月15日、商工会議所別館で行われた合併フォーラムでの、市長講演の要旨を紹介します。

合併問題につきましては、これまで機会があることに皆さん方にいろいろと、説明をしてきました。今日はそれらも含めて、出来る限り簡単に、洲本市の基本的な考え方や本音を皆さん方に報告をさせていただきま

す。まず何故、合併をするんですかということ、よく言われます。合併をせずに洲本市が今のまあいけるの

経済界では金融ビッグバン

今回のこの合併問題も、ある日突然出てきたというように思えますが、実はそうではないんです。一九九〇年代から日本の社会構造や政治構造など変えないとやっていけない、と言われてきました。経済界を一つ例にとりますと、世界に合わせたルールで競争をするため、九八年、金融ビッグバンということで、金融機

かということでございますが、私の判断であれば、合併をしなければ、じり貧になるということは間違いないわけです。合併に対して選択肢があるのかという、私自信は洲本の財政力から判断すると「合併」という選択肢しかないと思います。財政力が強いところは、合併せずに単独で経営できますが、低いところは無理だと私は思っております。

関の大再編が行われました。おそらくその時、銀行では合併せずに本当の力があつて、そして競争に勝てるんであれば合併する必要がないわけですが、実際は皆さん方が経験してきたように、大手の銀行でも全部合併してきたわけです。それをやらないと世界では通用しない。

自治体も構造改革が必要

こうした構造改革の必要性は、地方の自治体にもあるわけです。これまで、財政力の弱い自治体ほど国から手厚く交付金が降りてきていました。今、日本で税収というのは約五十兆円なんです。ところがその五十兆円で予算が組めないんです。ですから国債というものを三十兆円発行してですね、そして八十兆円で予算を組んでおる、これがずっと続いてきておるわけなん

淡路は一市が理想

合併をするのであれば、私は淡路の一市十町を一つにまとめて一つの組織にするというのが、一番効率が良いだろうと考えています。洲本市は以前からこの行政合併というのは避けて通れない、やるべきである、そして基本的には一市ということを打ち出してきました。合併を進める基本理念三つのうち、一つは行財政改革、分かりやすい言葉でいうと、行政の再構築、リストラをやるということです。これを外して合併は考えられません。

です。家庭に例えますと、年間五百万円の所得があるとして、銀行で毎年三百万円借りてきて、八百万円で生活してあるわけですから、これはもう、どんどん悪くなりまして。そういう状況が日本はずっと続いてきておるわけですから、予算の配分をもう少し考え、もう少し効率の良い行政をして行こう、というのが実は今回の合併の推進法なんです。

ということ。地方自治の一番大事な責任である水道や消防、医療とか福祉、そういう大事なものは、今淡路では全部、広域行政でやっておるわけです。私たちの身近な問題は、自ら事業計画を立て自ら結果責任を取る、これが地方の自立ということとです。

三番目は、ビジョンの拡大という事です。小さいキャンパスに書くより、大きなキャンパスで大きなビジョンを描いていこう、という事です。特に淡路はほかの地区にはない恵まれた一つの島であり、北には京阪

神、南には徳島、東には大阪湾、西には瀬戸内海があり、世界でも稀な地理的条件の中にあるわけです。

ITとISOを使った合併

そして合併の方法は、IT、いわゆる情報技術と、ISO、国際基準の二つを使って新しいネットワーク型の行政合併をやるかと考えています。

今までの合併は、庁舎の位置というのが非常に大事であったわけです。庁舎が出来たその周辺だけが良くなり、離れたところは過疎化をしようというところ

から、大きなビジョンを描ける。この三つの理由で洲本市は一市論をずっとやってきたわけです。

をよく言われますが、そうではない。大きな庁舎を一か所に作るのではなく、いわゆるコンビ二役所を人の集まるところに作って行く、ということなんです。

ですから、合併をして色で言えば一色にする気は全然ありません。いろんな地域地域の個性、文化などをお互い大事にしようと思いません。

法定合併協議会の設置

今まで一市になるチャンスというのは二回ありました。一回目は平成十二年八月に三原郡四町から洲本市へ南淡路市を作りましょうと提案書をいただきました。庁舎の位置など五項目の条件は承認しましたが、津名郡の参加意図があれば受け入れましょうという提案をしたため、白紙撤回されました。

二回目は、平成十三年、津名郡六町から津名郡合併研究会への参加要請があり、参加しました。しかし、そ

から、大きなビジョンを描ける。この三つの理由で洲本市は一市論をずっとやってきたわけです。

市二町が、これからの淡路一市実現の可能性のため、お互いに努力していきましようというところで、法定合併協議会の設置に向けて合意した訳です。

淡路一市実現に向けて

基本的な問題の一つとして、皆さん方に分かってもらいたいのは、一市十町を一つにすることによって、ものすごく合理化コスト、リストラ効果というのがあ

るんです。ところが淡路を二つも三つにもするとその効果は薄れるわけです。洲本、津名、五色、また一宮が一緒になると、淡路の主な部分を占め、淡路の将来を決定するだけの地理的条件がそろいます。そしてこれらが、淡路の中心になって、もう一度淡路一市論をやるうやないかということなんです。もう一度ここで力を貯えて、一市論をやるうとそついう気持ちで、法定の合併協議会を立ち上げるわけです。

今年春おそろく夏までには、淡路全体の意志決定をきっちりやっていきたい

町も洲本市の基本的な考え方、合併ノウハウに対して分かっていただきました。そしてそれを基本政策として来年度に事業に取り組みたいのであれば、私は拒むべきではないだろうと思います。

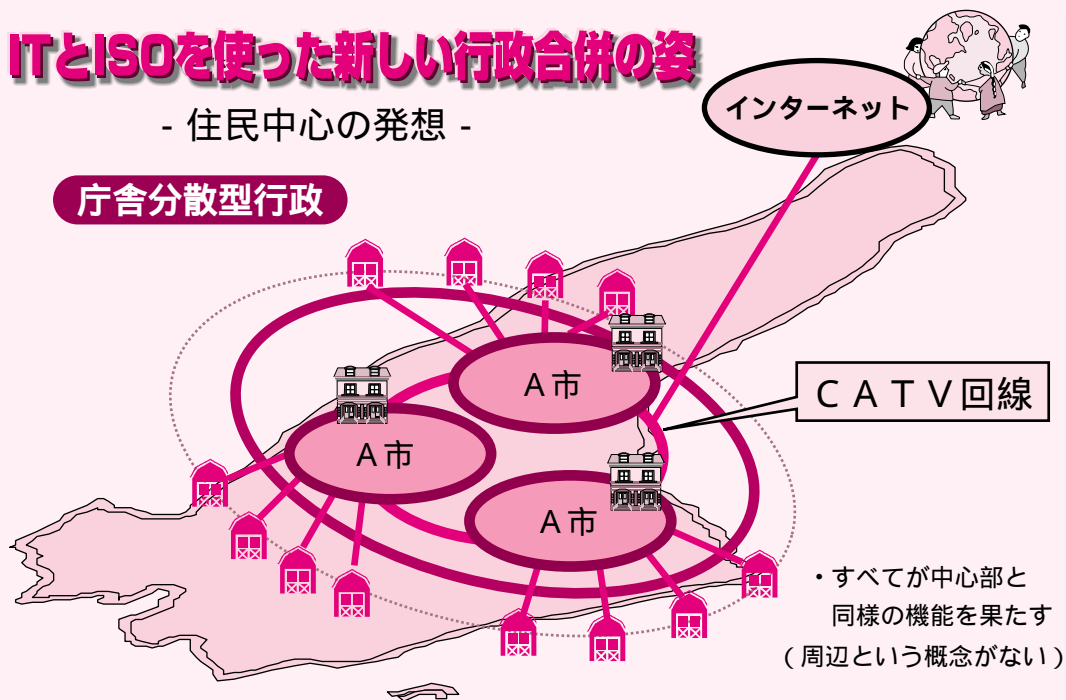
なあと、そう思います。ですから、この一月二十二日、議会の理解をいただき、一市二町で法定協議会を立ち上げます。今度、一宮町や緑町など、周辺の町から参加依頼が来た場合、その都度、議会を開いて対応をしていく、そして一つ一つの議論を戻さない、議論を戻さないで、確実にそういうものを作って行きたいということで、今回スタートを切るわけでございます。どうか皆さん方も是非御理解をいただきたいと思

います。

ITとISOを使った新しい行政合併の姿

- 住民中心の発想 -

庁舎分散型行政



・すべてが中心部と同様の機能を果たす (周辺という概念がない)

- ・公共の施設が市役所（庁舎分散型の行政）になり、今までよりもっと便利になります。
- ・必要な情報はネットワークで結び、行政区域が広がってもきめ細かいサービスは、今と変わりません。
- ・中心部や周辺部といった意識がなく、地域の歴史や文化は、これからも守られていきます。

3. 国民年金保険料の半額免除制度がスタートします。

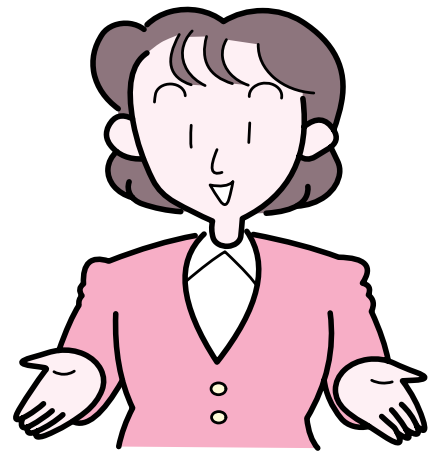
これまでの国民年金保険料の全額免除制度に加え平成14年度から半額免除制度が始まります。

国民年金の保険料は納めていただくことが原則ですが、どうしても納付が困難な被保険者の人は前年の所得により全額免除にすることができます。またその場合でも本人が希望すれば半額免除とすることができます。(但し、半額免除制度は必ず半額の保険料を納めなければなりません。納められない場合は未納期間となります。)

保険料の全額を免除されるとその期間は将来年金を受ける際、3分の1しか受給できませんが半額免除制度を利用しますとその期間について3分の2の年金が受給できます。

いずれの制度も必ず被保険者が届け出ることになっていますので免除制度を利用される人は市役所市民生活部市民課国保年金係へ届け出てください。

保険料は2年を過ぎると時効により納めることができませんが、免除期間は10年以内であれば免除された保険料を納めることもできます。



4. 学生納付特例の申請は毎年手続きが必要です。

現在学生納付特例を受けている人で、4月以降も学生納付特例の申請を希望される場合は手続きが必要です。

また、これまで学生納付特例制度の対象から除外されていた定時制課程の学生など(高等学校の定時制・通信制課程の生徒、大学・短期大学の夜間の学部・学科に在学している学生または大学・短期大学の通信課程の学生など)についても平成14年度から学生納付特例制度の対象になります。



詳しくは、明石社会保険事務所(078・912 4916)か市役所市民生活部市民課国保年金係(22・3321内線253)へ。

ケアマネージャーにご相談ください

介護保険の住宅改修をするには理由書や着工前の写真が必要です

介護保険を利用して、玄関や廊下に手すりを取り付けたり、洋式トイレに取り替えたりする際には、介護支援専門員(ケアマネージャー)などが作成する理由書や着工前の写真が必要です。対象とならない工事の申請が見うけられ、保険給付が受けられないなどのトラブルが起きています。工事を行う際には、必ずケアマネージャーにご相談のうえ行ってください。

居宅介護住宅改修

小規模な住宅改修の費用が支給されます。

手すりの取り付け

段差の改修

滑りの防止、移動の円滑などのための床材の変更

引き戸などへの扉の取り替え

洋式便器などへの便器の取り替え

その他これらの各工事に附帯して必要な工事

1つの住宅につき20万円までが対象となります(原則1回限り)

屋外部分の改修工事も給付の対象となります。

引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

詳しくは、市役所健康福祉部介護福祉課

(22・9333)へ。

今日も楽しいおつきあい



淡路信用金庫

会長 瀧川 福市

理事長 瀧川 好美

本店 洲本市宇山

店舗 島内 20店

神戸市 5店

明石市 1店

西宮市 1店

広告

平成14年4月から 国民年金の 事務手続きが 変わります。

国民年金は、社会全体で高齢者の生活を保障するだけでなく、病気やケガで障害が残ったり、一家の働き手が亡くなったときの生活も守ってくれる、国民一人一人にとって欠かすことのできない制度です。昨年の「国民年金法」の改正と「地方分権一括法」の施行により、4月から国民年金の制度と事務の一部が変更されます。

1. 国民年金の保険料は直接国に納めることになります。

今まで市から送られていた国民年金保険料納付案内書は、平成14年4月より国から直接送られます。これに伴い納付案内書についての問い合わせの窓口は明石社会保険事務所になります。

保険料は全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫で納めることができるようになります。

従来から保険料を口座振替により納められていた人及び平成14年4月から口座振替による保険料納付を申し込まれた人に対して、2月から順次国より口座振替の開始（確認）通知が送られます。

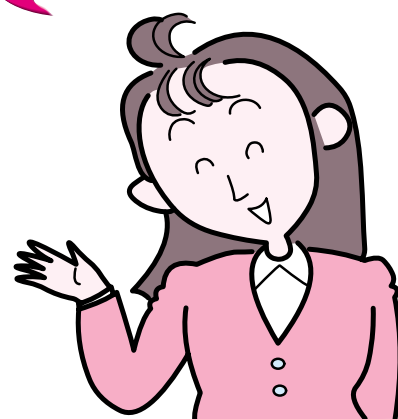
ただし、郵便局で口座振替を行っている人が平成14年4月以降、口座振替を行う場合は、再度手続きが必要です。



2. 第3号被保険者の届出方法が変わります。

国民年金第3号被保険者の人に関する届出は、現在、本人が市の窓口へ届出を行っていますが、平成14年4月から第3号被保険者の資格取得・喪失、種別変更、住所変更等の届出は、配偶者である第2号被保険者の勤務する事業主などを經由して届出することになります。

また、これにより第3号被保険者や、過去に第3号被保険者期間がある人の年金の請求手続き・年金相談についても明石社会保険事務所で行うこととなります。



夢あるくらしのパートナー



淡陽信用組合

理事長 藤 勝

本店 / 洲本市栄町一丁目3番17号 TEL. 0799(22)5555(代)
店舗 淡路地域18カ店 阪神地域4カ店 播磨地域7カ店

広告

今年も申告の時期になりました 所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

～ 3月15日まで ～

所得税の確定申告が、2月16日(土)から始まります(税務署の窓口受付は2月18日(月)から)。申告・納付の期限は3月15日までですが、税務署は期限間近になると大変混雑し、提出まで長時間お待ちいただく場合もあります。申告書は、できるだけ自分で書いて、お早めに提出してください。また、できあがった申告書は、郵送でも提出できます。

なお、所得税の確定申告をした人は、市県民税・国民健康保険税の申告は必要ありません。



所得税の確定申告

お問い合わせは、**洲本税務署**

(24・1257)へ

確定申告が必要な人

サラリーマンなど主な収入が給与の人でも、次のような人は確定申告が必要です。

昨年の給与収入額が二十万円を超える場合

給与を二か所から受けている場合で、給与以外の所得

(事業、不動産、年金など)があり、その所得額の合計が二十万円を超える場合

給与を二か所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の所得額との合計が二十万円を超える場合

パート収入が百三万円を超える場合

次のような人で、昨年中の所得合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計を超える場合は確定申告が必要です。

年金を受けている場合で、ほかに収入がある人や、社会

保険料や生命保険料などの所得控除を受ける人

商売など、個人で事業を営んでいる人

家賃や地代などの不動産所得がある人

土地や建物を売って譲渡所得がある人

確定申告で所得税が還付される場合 (還付申告)

サラリーマンなどで、毎月の給与やボーナスから所得税が源泉徴収されている場合でも、次のような場合は確定申告をすれば所得税が戻ってきます。

昨年、途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合

十万円か所得の五割を超える医療費を支払った場合

災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合

住宅ローンなどを利用して、住宅の購入や増改築をした

場合(一定の要件があります)

所得の種類

申告が必要な所得には次のようなものがあります。

営業所得 販売、飲食、製造、建設、修理、金融、医師、弁護士、会計士、作家、外交員、舞踊の師匠、下宿業の収入など

農業所得 農産物の生産、果樹などの栽培、畜産などの収入

不動産所得 アパート、借家、貸事務所、貸地などの賃借料や権利金などの不動産収入

配当所得 株式や出資の配当金、余剰金の分配などの収入

給与所得 給料、賞金、賞与、事業専従者給与などの収入

雑所得 恩給、年金など、ほかの所得に当てはまらない収入

総合譲渡所得 機械器具、営業権などの譲渡による収入

一時所得 賞金、競馬の払戻金、生命保険などの一時収入

分離譲渡所得 土地、建物、株式などの資産を譲渡したことによる収入など

山林所得 伐採した木や、立ち木を譲渡することによる収入

確定申告書の様式が変わります

平成十三年分確定申告書の様式が変わります。A・B二つの様式があり、所得の種類などにより使用する申告書が異なります。

A様式 申告する所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの人で、予定納税額のない人

B様式 A以外の人

なお、土地や建物などを売却した人、平成十三年中の所得金額が赤字になる人などについては、別途付表が必要です。

農業所得の申告は、収支計算が必要です

野菜や果樹などの作物を作付けされている人、牛を飼われている人の申告には、収支計算(収入金額から必要経費を差し引く)が必要です。農業所得標準を適用して、申告することはできません(ただし、水稲だけの場合は、標準を使って申告できます)。平成十三年中の総収入金額と必要経費の内容を記載した収支内訳書を申告書に添付して、提出してください。

市県民税の申告

お問い合わせは、市役所総務部税務課
 (22・3321内線257・258) へ

市県民税の申告が必要な人

今年一月一日現在、市内に住所があり、昨年中に所得があった人は市県民税の申告をしてください。ただし、サラリーマンなどの給与所得者や確定申告をする人は必要ありません。

国民健康保険税の申告も兼ねていますので、国保加入者や加入者のいる世帯主は市県民税が非課税の人でも申告をしてください。

忘れていませんか廃車・譲渡手続き

軽自動車税は、毎年四月一日現在の所有者に課税されます。お手持ちの原動機付自転車や軽自動車などを売ったり、

廃車したりした人で、まだ名義変更や廃車手続きをしていない人は、早めに手続きをしてください。

市税の納め忘れはありませんか

平成十三年度も残りわずかとなりました。本年度に納めていただく市税の納期は、二月二十八日で、すべて過ぎてしまいます。つい、うっかりとしていて、納め忘れはありませんか。

もし、納め忘れの税がありましたら、すぐに納めてください。

納税は便利な口座振替を

市税には、便利な口座振替制度があります。口座振替の手続きをすると、納期日にあなただの口座から市税が振替納付されますので、税金の納め忘れがなくなる上、金融機関や郵便局へ行く手間が省けます。

手続きは、市役所税務課、金融機関、郵便局の窓口で取り扱っています。

国民年金・国保税・介護保険料は所得控除の対象となります

皆さんが、毎年1月から12月までに納めていただいた国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料は、所得税の申告のとき、社会保険料として所得控除の対象となります。

国民年金保険料の控除額

定額保険料だけを納めている場合..... 159,600円
 定額保険料と付加保険料を納めている場合

..... 164,400円

割引されて納めた前納保険料..... 156,770円

割引されて納めた前納付加保険料..... 161,480円

過去の未納期間として納めた保険料

免除期間を追納した保険料

詳しくは、市役所市民生活部市民課国保年金係

(22・3321内線253) へ。

国民健康保険税控除額

平成12年度第5期分と13年度第1期～4期分の納付額が控除額となります。(納付額は、個人により異なります)

詳しくは、市役所総務部税務課市民税係

(22・3321内線258・259) へ。

介護保険料も、社会保険料控除の対象となります

昨年中に支払った介護保険料額を確認する書類が必要です。書類は介護保険料の納付方法などによって次のように異なります。

65歳以上の人

年金から天引きされている人

社会保険庁などから送付される「平成13年分公的年金等の源泉徴収票」に記載されている「社会保険料の金額」が支払った介護保険料額です。申告の時に必ず持参してください。

納付書で納付している人

申告の際に、平成13年中に支払った「介護保険料領収証書」を持参してください。銀行などの口座振替を利用している人は、市から送付された「口座振替結果通知書」を持参してください。

40歳以上、65歳未満の人

給与から天引きされている人

給与所得の介護保険料額は源泉徴収票の「社会保険料控除」に含まれています。

納付書で納付している人

国保や任意継続保険などに加入している人の介護保険料は、国保税や保険の掛け金に含まれています。申告の際に、平成13年中に支払った領収書を持参してください。銀行などの口座振替を利用している人は、送付された「口座振替済通知書」を持参してください。

所得税確定申告相談

とき 2月19日(火)、3月1日(金)、5日(火)、時間
 はいずれも午前10時～午後3時(受け付けは、2時まで)。

ところ 洲本商工会議所

詳しくは洲本税務署(24・1257) へ。

入会随時
見学者歓迎

(しとろりゅう)

“系東流空手道”練習生募集

練習日	時 間	場 所
火	p.m 5:30～7:00(少年・一般)	由良小学校 体育館
日	p.m 7:00～9:00(少年・一般)	洲本市スポーツセンター

対 象 少年は基本中心の “体育空手”
 青年は応用練習における “競技空手”
 熟年は “型” 中心の “健康空手”

会 費 3,000円
 所属団体 (財)全日本空手道連盟系東会
 連絡先 「拳志会」淡路島道場 TEL.42-2517

広告

成人代表の
ことば

成人としての
責任と自覚を

中田万寿美さん



本日は、私たち新成人のためにこのような盛大な式典を催していただきまして、まことにありがとうございます。

また、中川市長をはじめ多数のご来賓の皆様からは心温まるご祝辞をいただき心よりお礼を申し上げます。私たちはこの二十年間さまざまな人たちによって支えられ、育まれて参りました。今の私たちがいるのも成長を見守ってくださった皆様のおかげです。深く感謝しております。

本日、成人式を迎えた私たちは大人の仲間入りをしました。二十歳を超えまるといふことが自由になる反面、自由に対する責任

をもたなければなりません。私たちは、このことをしっかりと心にとらえ、成人式という節目を迎えた本日、成人としての責任を自覚してきょうから日々精進したいと思えます。

これから、よろしくご指導をいただきますようお願い申し上げます。成人代表のことば」といたします。

「形」「体」「心」
この三つがそろって初めて大人

大谷和弥さん

本日は私たちのために、このような素晴らしい成人式を催していただき、本当にありがとうございます。中川市長をはじめ、ご来賓の皆様方からは、温かいお祝いのお言葉を賜り、心から感謝しております。

さて、ここに出席されている女性の方々は本場にきれいに着飾ってますよね。そこで、「きれい」といえば花です。花といえは、「どこからともなく花を出して」

ここに一輪の赤い花があります。これは、きょうこの日を迎えて、あるいは、二十歳を迎えて、私たちが「形」として大人になったことを表しています。「形」として大人になると、まず、お酒を飲むことが許されます。そして、タバコだって吸えるようになります。さらには、「大人のふりかけ」だって食べられるようになります、かもしれません。しかし、「形」だけでは大人になることはできません。「形」に加えて「一輪を二輪に増やしつつ」「体」が大人になる必要があります。さらにもう一つ、一番大切だと思うのは、やはり「二輪から三輪に増やして」「心」です。「心」が大人になることです。『三輪の赤い花を強調して』「形」「体」「心」、この三つがそろってこそ、初めて大人になったといえます。日本人の心の低年齢化が叫ばれている昨今ではあります。私たちが、成人式を迎えて一応の大人になったとしても、決しておごりたかぶってはなりません。

ん。社会人として責任ある行動をとるようにしなければなりません。今一度、謙虚になつて、私たちより先に成人式を迎えられた、人生の先輩方から学ぶことも必要なのではないでしょうか？「形」だけではなく、確かな大人のあり方をつかむため、今後も大人探しの道を共に歩いていきましょう。

これからは故郷を離れて暮らす方も多いと思いますが、洲本市民であったことを誇りに思つて、各方面にわたつて、日本各地、いや世界各地でがんばっていきましょう。

最後になりましたが、この二十年間、私たちが無事にここまで育ててくださった父、母、家族、そして関わりのあるすべての方々に一言お礼を申し上げます。「今まで、本当にありがとうございます。」



4月から学校が変わります

これからの教育は...

平成14年度(2002年度)から、毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校において一斉に実施され、ゆとりの中で一人一人の子どもたちに「生きる力」を育てることを基本とした教育が展開されます。

これからの社会を生きる子どもたちに身につけて欲しい力は...

- ゆとりをもって、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な内容をしっかりと修得することが大切です。
- 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、積極的に授業に取り入れ、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心・探究心を身につけるようにします。

完全学校週5日制になって、地域の人々に期待することは...

- 完全学校週5日制は、学校・家庭・地域社会での教育や生活全体で、子どもたちに「生きる力」をはぐくみ、健やかな成長を促すものです。
- 土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会で子どもたちが生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など様々な活動や体験をすることが望まれます。

これからの学校教育の目指す方向
多くの知識を教え込む教育

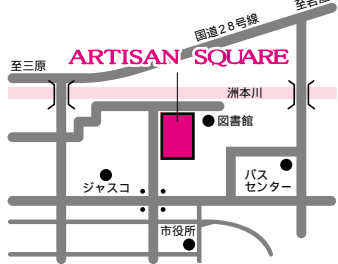
自ら学び自ら考える力
を育てる教育

「生きる力」とは

- 自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力
- 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康と体力



あなたの作品をギャラリーに展示してみませんか。



「わたしの みんなの 展覧会」 出品者募集

洲本市民工房では、ギャラリーに展示する作品を募集します。

絵画など、ものづくりに取り組んでいるが、発表の場がない

いつか個展してみたい

うちの子は、天才かしら？

など、自分の作品を発表したいと思う人、洲本市民工房に作品を飾りたいと思う人は応募してください。年齢や住所は問いません。

募集期間 二月二十日(水)～二十八日(木)

募集作品(ジャンル不問) 絵画、書、工芸、CG、写真、彫刻、生花、彫金、版画などのほか、子供の絵や工作など(ただし、既存キヤラクターなどの模写は不可)

規格 平面 縦一辺×横一辺以内 立体 底面・縦四十センチ×横四十センチ以内

募集点数 五十点(先着順)

展覧会期間 三月九日(土)～十七日(日)の午前十時～午後八時まで(最終日は午後五時まで)

申し込みなど詳しくは、洲本市民工房(2・33322)へ。

かわいいタヌキは会いに来て

～八狸の石像が完成～

市街地活性化センター八狸委員会(洲本商工会議所内)では、市内に伝わるタヌキの民話でまちおこしをしようと、各種団体などの協力を得てタヌキの石像を市内に設置してきました。この度、八匹のタヌキが設置されましたので、紹介します。

すもも八狸ウォークラリー - 参加者募集 -

市教育委員会などでは、柴右衛門の仲間を見つける「すもも八狸ウォークラリー」の参加者を募集しています。

とき 3月17日(日)、午前8時45分～

ところ 洲本第二小学校集合

コース 市内周遊コース

クラス 小学生の部(5・6年生3～5人のグループ)

一般の部(中学生以上、またはファミリー、2～5人のグループ)
小学四年生以下は保護者同伴をお願いします。

参加資格 家族やグループ単位で、健康な人ならだれでも参加できます。

申込 3月8日(金)まで。

参加申し込みなど詳しくは、市野外活動協会事務局(市教育委員会社会教育課内 2・33321内線373)へ。

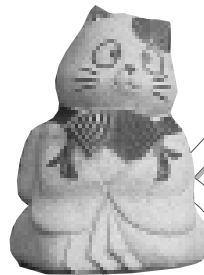
宅左衛門(たくざえもん)

洲本の狸の長老として、狸たちがその日暮らしなのを嘆き、困った時にお互いにお金を融通しあう頼母子講を始めました。



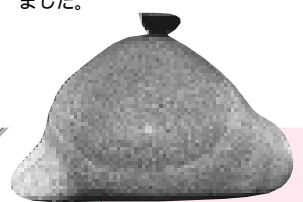
お松(おまつ)

柴右衛門の娘で、非常な美人として有名で若い狸にとっても人気がありました。



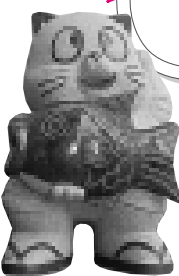
榎右衛門(ますえもん)

お酒が大好きな狸。夜の城下の安全を守り、酒に酔って絡むや乱暴者を大入道に化けて懲らしめました。



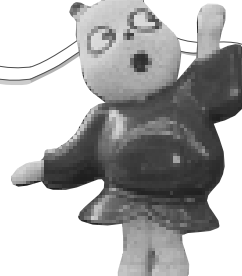
柴助(しばすけ)

柴右衛門の長男。子供のころはいたずら好きでしたが、全国に修行の旅に出て、立派に柴右衛門の後を継ぎました。



川太郎(がたろう)

昔の洲本の関所を守り、川をきれいにすることを使命に思い、毎夜、川や土手の点検や清掃を行いました。



お増(おます)

柴右衛門の女房で、夜な夜な木の葉のお金で城下へ買い物に。でも化かされたお店はかえって繁盛したそうです。



武左衛門(ぶざえもん)

毎日、夜ふけに見まわりに出て戸締りの悪い家を探しては、家の外から鍵をかけて懲らしめたと伝えられています。



柴右衛門(しばえもん)

三熊山に住む芝居好きの狸・柴右衛門。毎日のように人間に化け、大阪・道頓堀まで大好きな芝居見学に出かけました。お金もちろん「木の葉」を化かして...日本三狸の一匹です。

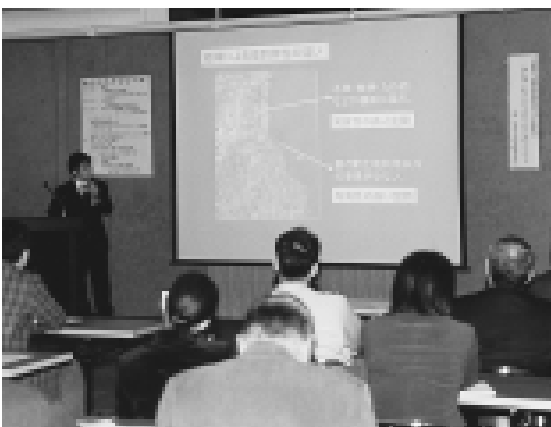


私たちも きょうから 大人の仲間入り



「成人の日」の1月14日、洲本市民会館ふれあいホールで、平成14年の成人式が行われ、式典には振り袖やスーツに身を包んだ新成人376人が出席しました。島外で進学、就職して、普段なかなか会えない友だちとの久しぶりの再会などを喜ぶとともに、成人としての心構えを新たにしていました。（関連記事10ページ教育広場）

“みどり”のまちづくり研究発表会が開催されました



淡路景観園芸学校の学生による「洲本市における“みどり”のまちづくり研究発表会」が、2月4日洲本市健康福祉館で行われました。3つのグループが、環境、景観、まちづくりの視点から行った調査結果を発表し、参加者たちは市内の“みどり”の状況を興味深く聞いていました。

前川さん、別惣さんが淡路農林水産祭で表彰



淡路農林水産祭が、1月15日一宮町の伊弉諾神宮で開かれ、千草の前川一馬さん（写真右）と池内の別惣亮介さん（写真左）が、淡路農林水産功労賞を受賞しました。前川さんは、ダム水源を抱える市有林を始め、永年にわたり洲本の林業を支えています。また、別惣さんは酪農経営に専念する傍ら、後継者育成に尽力し、地域のリーダーとして活躍されています。

成ヶ島の自然を いつまでも



市立由良中学校の生徒、成ヶ島を美しくする会、市職員などにより、2月2日「成ヶ島クリーン大作戦」が行われました。昨年由良中学校は永年の清掃活動が評価され、兵庫県から「くすのき賞」を受賞しています。

安心・安全な牛肉を食卓へ



牛海綿状脳症（BSE）対策として、農家で飼育されている牛を一頭ごとに個体識別番号で識別・管理するための耳標の取り付けが洲本市でも1月16日から始まりました。この家畜個体識別システムにより、今まで以上に安全な牛肉が消費者に届けられるようになります。この作業は3月半ばに終了する予定です。

震災から7年 あの日を忘れずに



阪神淡路大震災から7年目の1月17日、市立青雲中学校で防災訓練が行われました。洲本消防署の隊員の指導の下、生徒たちは2階からエアークッションに飛び降りる避難訓練を行いました。また、「防災とボランティアの日」にちなんで、ジャスコ新洲本店前で街頭啓発が市、警察署、淡路広域消防事務組合消防本部、県民局、防犯協会、地域ふれあいの会により行われました。

21世紀の淡路島のビジョンは、島民で



淡路創造大学の公開講座「淡路地域づくり研修会」が1月24日、市内のホテルで開かれました。門康彦・淡路県民局長が「淡路地域のビジョン推進」と題し、「淡路一市が理想だが、最後は皆さんの見識」と講演しました。その後、福岡政行・白鷗大学教授の「政局・構造改革の行方と地方への提言」と題した講演も行われました。

手作りの観光マップで PR

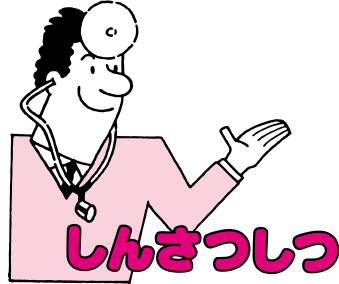


県立洲本実業高校リゾート科の2、3年生が作成した観光ガイドマップが、2月4日洲本ポートターミナルビルの1階の待合室に掲示されました。このマップは、以前の案内地図が古くなったため、同科の本名教諭が「地域の役に立つことがしたい」との申し出から企画されたもので、日本語のほか英語でも説明が記入されている力作です。



写真の人に会ったら、広報
のっていたねと、ひと声か
けてね。

藤岡内科医院
藤岡大司郎 医師



簡単な健康診断、生活習
慣病健診、人間ドック、あ
るいは検査対象を限定した
各種検診等々、健康チェッ

健康診断・検診を有効に！

クを受ける機会は度々あり
ます。これら健康診断・検
診の目的は、症状のない病
気を早期に発見することと
病気の原因・危険因子を見
つけて、指導を受け、それ
を改善し健康度レベルを高
めて予防していく事です。
しかし健康診断・検診が有
効に活用されていない事象
を数多く見受けられます。

受診後の対応がその成果
・有効性を左右するのは自
明のことです。悪い例、気
になる点を挙げますと、最
たるものは指示された再検
査や二次・精密検査を受け
ずに放置していることです。

こういう人が意外と多いの
が実状です。いつも指摘さ
れていることだからとか、
症状が無いからとか、ある
いは病気が判るのが恐いから
等々理由はいろいろある
ようですが、絶対にそうい
うことが無いようにしてい
ただきたいと思えます。

過信しない、軽視しない
ことも重要です。例えば大
酒を飲んでいる人が肝機能
検査に異常がなかったから
といって「まだ飲み続けて
もいいな」という感じにな
りますと、これはかえって
マイナスです。肥満の人が
糖尿病検査や脂質検査が正

常だからダイエツトしない
事等もしかりです。健診を
受けたことをきっかけに危
険因子に気づき、悪しき生
活習慣を改めて、健康度レ
ベルの向上を目指して欲し
いものです。

また受診後の症状出現に
も要注意です。あの時の検
査で異常無かったから大丈
夫だろうと思わずに、速や
かに診察を受けて下さい。
既に何らかの病気で治療
を受けている人の受検も問
題になることがあります。
結果が良かったからといっ
て、勝手に治療を中断し
たりすることのないように、

必ず主治医の指示を優先し
順守して下さい。できれば
前以て健康診断等の受検の
要否を相談すれば、無用な
検査を受けずに済むことも
多いと思えます。

さらに健康診断をより有
効に有意義なものにするた
めに「かかりつけ医」を作
って、受診前後に適切な指
導や助言を受けるようにす
ることをお勧めします。

また「自分分は健康だ」
と思っている人、「医者ぎ
らい」の人、あなたこそ健
康診断・検診を是非受けて
下さい。

このコーナーは、洲本市医師会、洲
本市歯科医師会の協力により連載し
ていきます。

募集



小・中・養護学校の 非常勤職員

県教育委員会では県内の
小・中・養護学校で、新任
教員の初任者研修にかかる
授業補充などをする非常勤
職員を募集します。

勤務条件 一日八時間
以内の勤務で年間九十日
以内 報酬予定額 一
時間二千八百八十円

交通費は支給限度額内で
実費支給
応募資格 希望する校種
の教育職員免許法に定め
る小・中・高等学校教諭
普通免許を持っている人
か四月一日までに取得見
込みの人
募集期限 三月十八日(月)
まで。

なお、市教育委員会では
年間を通じて、小・中
学校、または幼稚園で欠
員が生じたり、代替教員
が必要となる場合に備え、

自衛官

臨時講師の登録を受け付
けています。幼稚園、小
・中学校の教員の免許を
お持ちの人は、ぜひ登録
をお願いします。
詳しくは、市教育委員会
学校教育課（22・33
21内線376）へ。

種目 予備自衛官補
身分 非常勤の特別
職国家公務員
応募資格 十八歳以上三
十四歳未満の人

待遇 三年以内に五
十日の教育訓練に参加し、
その後予備自衛官となる
今回より新設された制度
です。訓練召集手当てと
して、月額七千九百円が
支給されるほか、訓練に
参加するための旅費など
も支給されます。

受付期間 四月十二日(金)
詳しくは、市役所総務部
総務課（22・3321
内線225）か自衛隊淡路
募集事務所（24・24
49）へ。



藤江友香 ちゃん
(平成8年12月26日生まれ)

あやね
文音 ちゃん
(平成11年3月15日生まれ)

いつも姉妹仲良くね。 母：礼子さん(津田)

後悔先に立たず!

～ 転ばぬ先の杖を ～

洲本市内では、昨年12月4日、本年1月8日と2か月連続して夜間に高齢歩行者が死亡する交通事故が発生しました。

歩行者・自転車利用者の皆さん、夜、散歩などでお出かけの際は、

- * 夜光反射材を着用しましょう
- * 明るい服装を心がけましょう
- * 近づいてくる車はやりすごしましょう
- * 車が通り過ぎたら、もう一度安全確認をしましょう

洲本市・洲本警察署・洲本交通安全協会・淡路県民局

今月の納税

固定資産税・都市計画税 第4期
納 期 2月28日(木)
納税は便利な口座振替をご利用ください。

市役所総務部 税務課

今月の拠点回収

2月28日(木) (第4木曜日)
午前7時～正午

情 報 広



兵庫県

地球温暖化防止

活動推進員

対象 県内在住、在勤の人

締切 二月二十八日(木)
受付 市役所市民生活
部市民課市民相談係に
ある応募用紙に記入の上、
申し込んでください。
詳しくは、兵庫県県民生
活部環境局大気課地球環境
係(078・362・3
284)か、市役所市民生
活部市民課市民相談係(

22・3321内線346)

お知らせ



洲本市の

ホームページアドレス
メールアドレスが
変更になります

Webサーバーの変更に伴い、四月一日から洲本市のホームページとメールアドレスが次のように変わります。

HPアドレス
<http://www.city.sumoto.hyogo.jp>
メールアドレス(ホームページ宛のアドレス)
sumoto01@city.sumoto.hyogo.
可(アカウントは変わりません)

なお、移行期間として三月中は新旧どちらのアドレスからもアクセスできるようになっていますが、四月からは新しいアドレスからしかアクセスできませんのでご注意ください。
詳しくは、市役所企画部情報課(22・3321内線233、234)へ。

K-1.正道会館カラテ生徒募集!!

広告

- ・淡路勤労センター、毎週火曜 PM 6:00～(少年)
PM 7:30～(一般)
 - ・洲本第1小学校、毎週木曜 PM 7:00～(少年のみ)
- 少年部 礼儀正しく、元気がよく、体力、忍耐力、集中力
一般 シェイプアップ、健康、ストレス発散、護身
まずは、見学、体験して下さい。

空手道練習生募集

広告

草野派系東流拳法空手道会淡路道場

- ・練習日 毎週木曜日 午後6:00～8:30
- ・場 所 淡路勤労センター
- ・対 象 幼児(3才から)・少年・青年・壮年(女性歓迎)

(連絡先)

当会淡路道場保護者代表 天野敦史 22-0077

障害者の皆さんへ

精神障害者保健福祉手帳や通院公費負担申請窓口が今年四月一日から、市役所の健康福祉部福祉課福祉係（洲本健康福祉館内）になります。また、精神障害者のホームヘルプサービスなど在宅福祉に関する相談も受け付けます。

詳しくは、市役所健康福祉部福祉課福祉係（22・3332内線509）へ。

四月から

”CATVの集合住宅”オーナー等一括加入割引制度が”が始まります

洲本市では、よりたくさんの方にケーブルテレビをご覧いただくために、CATV「集合住宅オーナー等一括加入割引制度」を、今年四月一日から開始します。

この制度は、アパートやマンションなどの集合住宅がケーブルテレビに加入する際に、オーナーや管理者

が一括して加入契約、支払いしていただくことにより、使用料の三割が減額されるというものです。また、四月からは集合住宅に同居者の個別契約でのお申し込みはお受けいたしません。

つきましては、オーナーや管理者を対象に説明会を次のとおり開催します。

とき 三月一日（金）
午後二時 午後七時
三月三日（日）、午後二時
ところ 総合福祉会館
（多目的ホール）

詳しくは、市役所企画部情報課（22・33321内線233・234）へ。

固定資産課税台帳の

縦覧のお知らせ

平成十四年度の土地、家屋及び償却資産の「固定資産課税台帳」の縦覧を次のとおり行います。

固定資産課税台帳に登録された事項を、納税義務者に縦覧していただき、課税の正確を高めるものです。もし、固定資産課税台帳

に登録された価格に不服がある場合には、洲本市固定資産評価審査委員会に対して、縦覧期間の初日から納

税通知書の交付を受けた日後三十日までの間に文書で審査を申し出ることができます。

縦覧期間 三月一日（金）二十日（水）までの午前八時半～午後五時十五分まで（ただし土、日曜日、祝日を除きます）。

縦覧場所 市役所総務部 税務課固定資産課税係

詳しくは、市役所総務部 税務課固定資産課税係（22・33321内線260・261・262）へ。

農業用ポリフィルム

などを回収します

J A日の出洲本支店では、不要となった農業用ポリフィルムなどを回収します。

とき 三月十五日（金）
午前九時～十一時半
ところ J A日の出洲本支店

回収するもの（荷造り）
肥料用空袋（五十枚単位で荷造り）
農業空ボトルと空びん（水で三回以上洗浄し、

ボトルとびんに分別して空袋に入れる）
農業用ポリフィルム（重さ二十kg以内でひもなど

社協のつどい

とき 3月10日（日）、午前10時～午後4時
ところ 総合福祉会館（山手2丁目）
内容 午前10時～午後4時

フリーマーケット 模擬店 ゲーム大会
介護相談と福祉用具展示 高齢者疑似体験
人形劇 カラオケ大会（午後2時30分～）など

午後1時30分～2時30分

講演会

演題 「子どもからお年寄りまで、
みんなで生き生き暮らすには！」

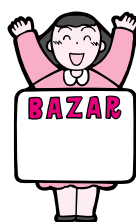
講師 池脇 政子 氏

手話通訳、要約筆記、一時託児があります。

詳しくは、市社会福祉協議会（26・0022）へ。

フリーマーケット出店者募集

市社協では、「社協のつどい」のフリーマーケットのコーナーに出店してくれる人を募集しています。募集数は40店、受け付け期間は、2月22日（金）まで。





ちよつと一品

減塩と野菜もう一品
ごまみそ煮

100

- 材料(2人分)
- 鶏むね肉 150g
 - 青菜 150g
 - だし汁 50cc
 - みそ 大さじ½
 - しごま(いる) 大さじ½
 - みりん 小さじ1
 - さとう 小さじ½
 - しょうゆ 小さじ½
 - 赤とうからし ½本

(種をとりきざむ)

1人分	
エネルギー	97kcal
塩分	0.9g

洲本市いずみ会
「健康づくり教室」より

作り方
鶏肉は一口大にそぎ切りにする。
青菜は四〜五センチの長さに切り、さつとゆでて、水

にとる。
鍋にAを煮立て、肉を入れて煮、火が通ったらを加えて混ぜながらさつと煮る。



ゴホンダイコクコガネの雄

写真文 堀田 久
(淡路昆虫研究会会長)

ゴホンダイコクコガネ

自然 238

雄は頭に一本、胸に四本の角状突起があります。成虫は五月ごろから現れて畝ふんに集まり、秋になると地中に潜って冬を越します。土中に巣穴を作って越冬

幼虫は、コガネムシの幼虫と同じような芋虫状で、ふんを食べて育ちます。卵から成虫までの期間は、およそ五十日です。
ゴホンダイコクコガネは北海道から九州まで分布しており、淡路島では、諭鶴羽山、柏原山、由良などで生息が確認されています。

で結束) その他農業用ポリ製品(重さ二十kg以内で荷造り) ラブシート・寒冷紗(重さ十kg以内でひもなどで結束)
前記のものに塩化ビニールは絶対に混入しないで下さい。
費用 一戸あたり三百円を当日現金徴収いたします。また、印鑑を持参ください。
詳しくは、J A日の出洲本支店(22・1122)へ。

昭和50年〜52年生まれの人、昭和51年〜52年生まれの人、追加接種を昭和五十年から五十二年生まれの人は、ほかの年齢層に比べてポリオワクチンを接種したにもかかわらず、抗体保有率が低いことが国の調査で分かりました。
この年齢層の人は、ポリオウイルス常在国に渡航される時や子供がポリオワクチンの接種を受ける時に、再度予防接種を受けられることをお勧めします。今年の子供への予防接種は、五月一日、十三日、二十七日

(健康福祉館)、五月二十日(由良公民館)に行います。接種を希望する人は、三月八日までに市保健センターへ電話で申しこんでください。接種料四千円が必ずです。
また、次の病院でも接種できます。
兵庫医科大学病院(西宮市武庫川町 0798・45・6111) 神戸市中央保健所(海外渡航者のみ) 神戸市中央区雲井通 078・232・441
1) 詳しくは、市保健センター(22・3337内線516)へ。

献血日程



三月五日(火)
午前十時〜正午
関西電力淡路営業所
午後一時半〜三時半
県立淡路病院
三月十九日(火)
午前九時半〜午後三時半
三洋電気(株)ソフトエナジーカンパニー
三月二十五日(月)
午前十時〜午後三時半
洲本健康福祉事務所(旧洲本保健所)

淡路ごちそう館 御食国 (みけつくに)

広告

カレー&サラダ食べ放題 2月末まで実施! 贈答に淡路特産品を!

カレー5種、具材7種、サラダ・フルーツ14種など食べ放題。(大人¥1,000 小学生以下¥600)

私達の住む淡路島の特産品を全国へ宅配します。いろいろ選んで詰め合わせる「うまいもん」ギフトが好評!

本年より、毎月「第2・第3水曜日」は定休日となります。定休日の貸切等希望の場合は、お問合せください。

洲本市塩屋1丁目1-8
TEL.26-1133

火災や落雷からがっちりガード

《建物共済に加入を》

市農政課農業共済係では、建物の不慮の火災事故などを補償する「建物火災共済」の申し込みを受け付けています。ご希望の方は、3月5日火までにお申し込みください。

加入できる共済金額

1棟当たり10万円から5,000万円まで

契約期間 1年

(平成14年3月20日~平成15年3月20日)

対象事故 火災 落雷 破裂・爆発
物体の落下など

農機具共済にもご加入ください

加入できる機種.....トラクター・コンバイン・田植機乾燥機・バインダーなど

対象となる事故.....農作業中の接触、追突、転落事故など幅広く補償(地震などは除きます)。

掛金について.....1年契約で共済金額100万円で掛金は4,000円です。(新品調達価額まで加入出来ます)

詳しくは、市役所産業振興部農政課農業共済係(22・3321内線240・241)へ。

NOSA Iの建物短期共済

加入共済金額1,000万円当たりの掛金額(1年間)					
構造・目的 建物用途	木造		鉄骨造 土蔵造	鉄筋コンクリート造	
	建物・家具類	建物・家具類	建物・家具類	建物	家具類
住宅、納屋、土蔵、農作業場	7,500 ^円	6,800 ^円	4,700 ^円	2,500 ^円	3,400 ^円
併用住宅、販売店舗、事務所	13,400	12,200	6,500	2,500	3,500
飲食店、製麺所など	32,400	31,200	14,500	4,500	5,500
製材場、加工場など					

地震、風水害、雪害がプラスされた「総合共済」の制度もあります。

住宅については現在の建築価格まで加入することができます。建物とあわせて、家具類も加入することができます。



危険です!

使用済みの注射器等は 医療機関へ返してください

今年に入り市内の同じ場所で短期間のうちに2回「針付きの注射器等」が大量に捨てられていました。注射器などは、感染の恐れのある非常に危険なもので大事故にも繋がりがねません。市役所では直ちに回収するとともに、県民局環境課、洲本警察署と連携して投棄者の特定を進めています。

使用済みの注射器などは必ず受診している医療機関へお返しください。また、捨てられているのを発見したときには触らずに市役所環境整備課へご連絡ください。

ごみを決められた方法以外で捨てると不法投棄となり、法律により、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、若しくは両方の刑に処せられます。

詳しくは、市役所市民生活部環境整備課(22・3321内線343)へ。

春季全国火災予防運動

3月1日(金)~7日(木)

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- *寝たばこは、絶対やめる。
- *ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- *ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- *逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する。
- *寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- *火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- *お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

洲本市消防団・洲本消防署

淡路花祭 開催

花舞台はっぴ〜花カーニバル

淡路花博の会場跡地に花いっぱい国営明石海峡公園(淡路地区)が3月21日(祝)一部オープンします。また、淡路花博2周年記念事業と併せて同じ日から「淡路花祭」を開催します。

とき 3月21日(祝)~5月21日(日)

ところ 国営明石海峡公園(花舞台ゾーン)・淡路夢舞台(夢舞台ゾーン)

明石海峡公園での思い出を絵てがみにし、花カーニバル郵便局で記念消印を捺して、あなたの大切な誰かに届けましょう。

とき 3月21日(祝)午後2時30分~4時30分

23日(土)、24日(日)、30日(土)、31日(日)

午前10時30分~12時30分、午後2時30分~4時30分

ところ 国営明石海峡公園内 東浦口ゲート棟 受講費 1,000円

申し込みなど詳しくは、国営明石公園花の絵てがみ係(0799・72・2100)へ。

花の
絵てがみ
教室

健康相談



(22・3337)

市保健センターで

ママメイト (対象・妊婦)
いのちって何だ 毎月第1～4月曜日、受付・午前9時30分～お母さんは元気 2月26日(火) 受付・午後1時30分～
おっばいで育てたい 2月19日(火) 受付・午後1時30分～
赤ちゃん大好き 3月12日(火) 受付・午後1時30分～
こんにちば赤ちゃん 4月2日(火) 受付・午後1時30分～
離乳食のおけいこ 3月6日(水) 受付・午後1時30分～
離乳食教室 3月6日(水) 午後1時～3時
7か月児相談 2月20日(水) 受付・午前9時45分～10時、対象者(H13・7月生まれ)には案内、問診票などを送付します。
2歳児健康相談 2月28日(木) 受付・午後1時～1時15分、対象者(H12・2月生まれ)には案内、問診票などを送付します。
乳幼児相談 3月15日(金) 午前9時30分～11時
歯科保健相談 毎月第4水曜日、受付・午後1時～1時30分。フッ素塗布を同時に行います(予約が必要、料金1,480円)。
成人健康相談 毎月第1～4月曜日、午後1時～3時(栄養相談は第2・4月曜日)

由良公民館で

(27・2167)

成人健康相談 3月4日(月) 午後1時30分～3時

洲本健康福祉事務所

(22・3541)

成人健康相談 毎月第1～4金曜日、受付・午後1時～1時30分(成人病相談など・予約が必要)
心の相談 毎月第2火曜日、奇数月第3火曜日、予約制・午後1時30分～(精神病、痴呆、アルコールその他心の相談など。)

栄養表示基準制度相談 毎月第1、3月曜日、午前10時～正午(予約が必要)
栄養専門相談 毎月1・3月曜日午後1時～5時(予約が必要)
胃がん検診 3月6日(水) 午前9時～正午(申込・市保健センターへ)
2時間人間ドック 火・水・木曜日で保健所が指定する日、午前9時～(料金15,580円、申込・洲本健康福祉事務所へ) 洲本市民で国民健康保険に加入し30歳以上の人に8,000円、社会保険などの加入者で40歳以上の人に5,000円の助成があります。(ただし1年度1回限り)

乳幼児健康診査



(22・3337)

2月、3月の乳幼児健康診査を次のとおり行います。対象者には問診票などを送付しますので、母子手帳を持参し受診してください。

	乳 児	10か月児	1歳6か月児	3歳児
2月15日(金)			H12年7月生	
2月21日(木)	H13年10月生			
3月7日(木)		H13年4月生		
3月14日(木)				H10年12月生
3月22日(金)	H13年11月生			
3月29日(金)			H12年8月生	
場 所	市 保 健 セ ン タ ー			
受 付 時 間	午後1時～1時15分		午後12時40分～1時	

市民相談



法律相談 弁護士による相談。3月6日(水) 3月20日(水)(受付・市役所市民相談係で電話による予約受けをしています。22・3321内線345・346) 総合福祉会館で。
行政相談 3月13日(水) 午後1時15分～(受付・午後1時30分まで) 総合福祉会館で。
社会保険相談 第3金曜日、午前10時～午後3時、市民会館で。
心配ごと相談 毎月2日、12日、22日、27日(日曜・祝日の場

合は翌日) 午後1時～4時、総合福祉会館で。電話での相談にも応じています(26・0022)。
家庭児童相談 0～18歳までの子供の相談。毎月月・火・木、午前8時30分～午後5時15分、洲本市健康福祉館(22・3332)で。
青少年相談 毎月第3水曜日、午後1時～3時、青少年センター(22・4547)で。
母子家庭相談 毎週金曜日(午前10時30分～午後5時) 福祉事務所で。
高齢者相談 月～金曜日、午前9時～午後5時30分、淡路県民局(ダイヤル0120・36・7830)で。介護相談なども行っています。)

図書館



(22・0712)

つくってあそぼう!

1月から図書館の新しい行事として「つくってあそぼう!」を行っています。毎月いろいろな工作をします。申込みは児童カウンターにおいてある申込用紙に記入していただくか、お電話で受付けています。皆さまのご参加をお待ちしております。

「つくってあそぼう!」

日時 3月10日(日)
午前10時30分～
場所 図書館2階 視聴覚室
定員 40人(前日まで受付)
小学校低学年以下の方は保護者同伴でお願いします。当日は「のり・はさみ・筆記用具」をご持参ください。

2月の開催分は終了いたしました。

「おはなし会」

2月23日、3月9日 午後2時～(ちいさい子向け)
3月16日、4月20日 午後2時～

「おりがみ教室」

2月23日 午後3時～
「おりがみ教室」は定員40人。参加申込は前日まで(ただし、定員になり次第締切らせて頂きます)。(休館日は月曜・祝日・毎月末です)

編集後記

一月十七日、青雲中学校の防災訓練にオ邪魔しました。教室から運動場へ避難する時、少し話し声がしていましたが、黙祷の後、黙祷の意味を校長先生が説明されると、しんと静まりかえりました。阪神淡路大震災が起こったのは、今から七年前。まだ小学校にもあがっていません。子供がもう中学生になっています。震災を経験した者として、震災を語り伝える意義を改めて考えなおしました。洲本市内で、この震災のため家族を亡くされた平野さんのことが、新聞やテレビで紹介されていました。彼女は、十九歳、ブライダル関係の仕事に就くため勉強中とのこと。その理由をこう語っていました。「姉の夢を叶えたい、人の幸せな姿がみたい」 まだまだ寒い日は続いています。太陽は、ずいぶん眩しく感じられるようになりました。太陽の軌跡は既に春の位置にあるようです。夢いっぱいの花が咲きみだれる春が、早く訪れますように。(丁)

会員募集

洲本市シルバー人材センターでは、男・女会員を募集しています。詳しくは、洲本市シルバー人材センター(24・4830 青雲中学校前)へ。



CATV(ケーブルテレビ)の “使用料金減免申請”を受け付けします

— 3月1日(金)～4月1日(月) —

洲本市では、ケーブルテレビをより多くの皆さんに利用していただくため、使用料金の全額または半額を免除する「減免制度」を設けています(事業所などの法人や公共機関は除きます)。この度、平成14年4月から15年3月分の使用料金についての減免申請を受け付けますので、減免対象となる世帯の人は必ず申請して下さい。(現在の減免対象世帯の皆さんには、2月中に減免手続きに関する案内を郵送します。)

申請受付期間(対象者は、必ずこの期間内に申請してください)
3月1日(金)から4月1日(月)まで

申請場所
市役所企画部情報課(2階)、または由良支所
郵送での申請を希望される人には申請用紙を郵送しますので、ご連絡ください。また、申請時には印鑑や身体障害者手帳などを持参してください。申請の結果は、文書でお知らせします。

その他の注意事項
減免申請は、毎年1回提出することが必要ですから、昨

年申請された人でも申請してください。申請は原則として毎年3月です。3月に申請できなかった場合は、申請の翌月からの減免になります。

また、今年3月1日現在、満70歳になる(昭和7年3月1日以前生まれ)一人暮らしで13年度の市民税が非課税の人は、新たに全額免除の対象者になりますので必ず申請してください。

なお、この減免制度は前払い(1年払い・6か月払い)との併用はできませんので、支払い方法は3か月払いとなります。また、ホームターミナルや有料番組の使用料金の減免制度はありません。

使用料金が全額減免となる世帯

対 象 者	申 請 時 に 必 要 な も の
生活保護世帯	印鑑のみ
世帯全員の市民税が非課税で、障害程度等級1級、2級の身体障害者を有する世帯	印鑑 身体障害者手帳(障害の程度を示すもの)
世帯全員の市民税が非課税で、重度(A判定)の知的障害者または、重度(1級)の精神障害者を有する世帯	印鑑 療育手帳または精神障害者福祉手帳(判定の程度を示すもの)
災害により半壊(焼)、床上浸水以上の被害を受けた世帯(災害認定時から3か月間)	印鑑 市が発行するり災証明書
満70歳以上(昭和7年3月1日以前に生まれた人)の一人暮らしで13年度の市民税が非課税の人(実態)	印鑑のみ

(年齢などの基準は3月1日現在です。)

使用料金が半額減免となる世帯

対 象 者	申 請 時 に 必 要 な も の
障害程度等級1～6級までの視覚、聴覚障害者が世帯主の場合	印鑑 身体障害者手帳(障害の程度を示すもの)
障害程度等級1～2級の身体障害者が世帯主の場合	印鑑 身体障害者手帳(障害の程度を示すもの)
重度(A判定)の知的障害者または、重度(1級)の精神障害者が世帯主の世帯	印鑑 療育手帳または精神障害者福祉手帳(判定の程度を示すもの)
障害の程度が特別項症から第4款症までの戦傷病者が世帯主の世帯	印鑑 戦傷病者手帳(障害の程度を示すもの)

(年齢などの基準は3月1日現在です。)

詳しくは、市役所企画部情報課(22・3321内線233・234)へ。